

## 麦・大豆生産技術向上事業実施要領

制 定	令和4年12月12日付け4農産第3475号
一部改正	令和5年12月4日付け5農産第3262号
一部改正	令和6年4月1日付け5農産第4298号
一部改正	令和7年1月16日付け6農産第3279号
一部改正	令和7年4月1日付け6農産第4088号
一部改正	令和7年6月26日付け7農産第1569号

農林水産省農産局長通知

### 第1 趣旨

麦・大豆生産技術向上事業の実施に当たっては、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 事業実施主体

要綱別表1に掲げる事業実施主体は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（1）、2の（1）及び3の（1）については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
  - ① 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - ② 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
  - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 2 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（2）、2の（2）及び3の（2）は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。
- 3 要綱別表1の事業実施主体欄の3の（5）の団体は次のいずれかに該当する者とする。
  - （1）地方公共団体が出資している農業研究機関
  - （2）その他事業目的の達成に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

### 第3 対象となる作物

水田及び畑地において作付けされる麦（小麦、大麦及びはだか麦に限る。種子用を含む。以下同じ。）及び大豆（種子用を含む。以下同じ。）とする。

### 第4 事業の成果目標及び採択要件

- 1 成果目標
  - （1）成果目標の基準  
要綱別表1の事業メニュー欄の1、2及び3の採択要件欄の（2）の農産局長が別に定める成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとする。
  - （2）目標年度  
麦の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々々年度、大豆の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度とする。
- 2 採択要件

要綱別表1の事業メニュー欄の1、2及び3の採択要件欄の(1)の麦・大豆国産化プラン(以下「国産化プラン」という。)には、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

## 第5 事業内容、補助対象経費

要綱別表1の事業メニュー欄に掲げる事業メニュー(以下「事業メニュー」という。)の内容は次の1から4までに掲げるとおりとする。

事業実施主体は、国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえ、必要な事業メニューを選択して取り組むことができるものとする。

### 1 生産性向上の推進

- (1) 作付けの団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上の推進に当たり、別表2に掲げる経費について、次の表の左欄に掲げる作付面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる助成金額の範囲内で補助するものとする。

作付面積		上限助成金額 (千円)
都府県	北海道	
50ha未満	100ha未満	1,000
50ha以上150ha未満	100ha以上300ha未満	2,000
150ha以上	300ha以上	3,000

なお、生産性向上の推進に要する人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知)に基づき適正に算定するものとする。

- (2) 作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和7年1月16日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。

### 2 新たな営農技術等の導入

- (1) 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術等を導入する取組に対して助成するものとする。助成対象とする取組及び助成単価は、別表3のとおりとし、事業実施主体は、別表3の助成対象とする取組の欄の1から6まで、7-1及び8から13までのうち複数の取組又は7-2の取組のいずれかを選択することができるものとする。ただし、別表3の助成対象とする取組の欄の1から6まで、7-1及び8から13までのうち複数の取組を選択する場合は、選択した助成対象とする取組の助成単価の合計額が10,000円/10a以内(大豆極多収品種(別記1に定める品種とする。)の種子に係る取組にあつては、20,000円/10a以内)となるよう選択するものとする。ただし、別表3の助成対象とする取組の欄の7-2の取組を実施するほ場については、同表の他の取組を選択することはできないものとする。

なお、助成対象とする取組の助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができるものとする。

- (2) 助成対象となる面積は、事業により新たに営農技術等の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、10aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。事業実施主体への助成金の支払いについては、必ず取組実施後に支払うこととする。

なお、別表3の助成対象とする取組欄の各営農技術の導入に当たっては、試験研究機関の研究成果等を踏まえ、普及組織等関係機関による適切な指導に基づき実施することとする。

- (3) 作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和7年1月16日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。
- (4) 農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が本メニューに取り組む場合は、事業メニューの1を実施することとする。ただし、事業メニューの1の実施については、当該メニューに係る取組内容を事業実施計画書（以下「事業計画」という。）に位置付ければ足りることとし、本事業による補助の有無は問わないこととする。

### 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等

- (1) 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助率1/2以内で補助するものとする。

ア 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上であること。

イ 事業費の上限が、導入する機械等ごとに5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに5,000万円未満の補助金を交付することができる。この場合において、事業費が5,000万円以上の機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円とする。

ウ 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。

(ア) 専ら、麦・大豆の生産に使用するものであること。

(イ) 導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式機械と比較して安価であること。

(ウ) 乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。

オ トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（同時に導入する機械に設置するものを除く。）等、麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、専ら麦・大豆の生産のために使用する自動操舵システム、乗用トラクターに接続して使用するストーンクラッシャー、ストーンピッカー及びコンバイントレーラーについては、補助対象とする。

- (2) 農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が本メニューに取り組む場合は、事業メニューの1を実施すること。ただし、事業メニューの1の実施については、当該メニューに係る取組内容を事業計画に位置付ければ足りることとし、本事業による補助の有無は問わないこととする。

- (3) 要綱別表第1の事業実施主体のほか、事業実施主体の農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が策定する国産化プラン及び事業計画に取組の中心的な農業

者等として位置付けられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者（以下「事業実施者」という。）は、本メニューに取り組むことができるものとし、この場合にあつては、当該事業実施者が位置付けられた事業計画を策定した事業実施主体が事業メニューの1を実施することとする。

なお、民間事業者とは、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であつて、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

#### 4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組

本事業の実施に係る都道府県及び市町村の事務等に要する経費のうち、別表4に掲げる経費について補助するものとする。

なお、各都道府県における事業費（市町村分の事業費を含む。）は、事業メニュー2の事業費の10%以内とし、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化に基づき適正に算定するものとする。

また、都道府県及び市町村の取組については、要綱第5第2項に規定する都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）に具体的に位置付けられた取組とする。

### 第6 機械等の導入等に係る留意事項

#### 1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

(2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。

(3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(6) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体等（事業実施主体等以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(7) 機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」

という。)について、農業者等が当該データを当該機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface (複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

(8) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

(9) 事業実施主体等は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」(令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知)を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

(10) 事業実施主体は、農用トラクター(乗用型・歩行型)、コンバイン(自脱型)、乾燥機(穀物用循環型)を本事業で導入する場合には、安全性検査合格機から選定することとし、その際は「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知)の定めるところによるものとする。

## 2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、要綱第23第1項第4号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体等負担(事業費－補助金)／当該機械等の耐用年数  
＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

## 3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1) 機械等のリース期間は、2年(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する補助額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ &\quad \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

- (3) 事業実施主体等は、本事業について要綱第10第1項による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた後に、リース事業者に機械等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。
- (4) 事業実施主体等は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
- (5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第7 実施基準

- 1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第2の1の③の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦・大豆の生産拡大に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 第8 事業実施の手続

### 1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあって

は北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所に沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、(1)により提出された事業計画を添付するものとする。

## 2 事業計画の審査基準等

(1) 都道府県知事は、審査に当たって、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体が第2の基準を満たしていること。

イ 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。

ウ 第3に定める作物に係る取組であること。

エ 第4の1の(1)の成果目標の基準を満たしていること。

オ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

カ 第5の3の取組を実施する場合は、第6に掲げる留意事項を全て満たしていること。

(2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表1の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

## 3 予算額の配分及び事業計画の承認

(1) 地方農政局長等は、1の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。

## 4 事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1から3までに準じて行うものとする。

(1) 事業の追加、中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとの事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 事業メニュー1から4までの相互間における事業費又は国庫補助金の30%を超える増減

(6) 成果目標の変更

## 5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体等が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) 交付決定前に事業に着手する場合は、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、要綱第8の規定による交付申請書(以下「交付申請書」という。)に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による交付決定前の事業の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 6 管理運用

- (1) 事業実施主体等は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

## 第9 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第10 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の8月末日までに別記様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。  
また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

## 第11 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別記様式第6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の8月末日まで別記様式第7号により地方農政局長等へ報告するものとする。  
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。  
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。
- 8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。  
また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

## 第12 推進指導

都道府県は、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

- 2 都道府県は、事業実施主体に対し、取組主体が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

## 第13 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是

正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第14 その他

事業実施主体等は、必要に応じて、農業共済組合等と連携し、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入等に努めるものとする。

##### 附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

##### 附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和5年度以前の予算にかかる事業については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年1月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に都道府県知事に提出されている事業計画に係る第8の規定による事業実施の手続については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年6月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

表・大豆生産技術向上事業の配分基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、重要な事業メニューを優先した上で、事業計画の成果目標に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 予算額の配分に当たっては、第5の1、2及び4の事業メニューに係る要望額から配分するものとし、その結果、更に配分可能額がある場合は、第5の3の事業メニューに係る要望額へ配分を行うものとする。

なお、第5の3の事業メニューとともに第5の1の事業メニューに取り組む場合にあっては、第5の3の事業メニューに係る要望額への配分と同時に第5の1の事業メニューに係る要望額への配分を行うものとする。

- 2 農産局長は、予算の範囲内で別表1に掲げる成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

なお、水田及び畑地における第5の取組に対して、それぞれ予算配分の優先枠を設定するものとする。額の配分に当たっては、それぞれの優先枠の予算の範囲内においてポイントが上位の事業計画から配分対象とし、配分対象とならなかった事業計画については、優先枠外の予算の範囲内（それぞれの優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）で、ポイントが上位の事業計画から配分対象とするものとする。

第5の4の事業メニューについては、要望状況等を踏まえ配分するものとする。

- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表 1) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等
<p>a 小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。</p> <p>なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。</p>
<p>b 第5の1又は2に取り組む場合（cの場合を除く。）は、次の1若しくは2の区分A-1から成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。</p>
<p>c 第5の1及び3又は第5の1、2及び3に取り組む場合は、次の1若しくは2の区分A-1及び区分A-2から成果目標を1つずつ選択し、又は次の3から成果目標を一つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。</p>
<p>d 区分B-1又はB-2に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。</p>
<p>e 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。</p>
<p>f 水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。</p>
<p>g 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合</li><li>・ 成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合</li></ul>
<p>h 地方農政局長等は、別表1で掲げる成果目標等の区分B-2の④に該当するものとしてポイントを加算された事業計画が、区分B-2の④に規定する内容と異なる状況となった場合（地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除く。）に、留意点gに定める事項に該当することが明らかになったにもかかわらず、当該事業計画を作成した事業実施主体が自ら当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止することについて申請を行わなかったときは、当該事業実施主体が交付された補助金について当該補助金の他の用途への使用をしたものとして、要綱第20第1項第5号の規定に基づき、当該事業実施主体に対してした交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができるものとする。</p>

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント

	<p>⑥ スマート農業技術の導入割合の増加</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑦ 需要に応じた品種導入（実需者と播種前契約を結ぶ場合限り選択可）</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑧ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B-1 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合・・・2ポイント</p> <p>③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>④ 水稲裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント</p>		
<p>B-2 加算</p>	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</p> <p>（ア）みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合</p> <p>イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が農業経営基盤強化促進法</p>		

(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。) 第 19 条に基づき策定された地域計画 (以下「地域計画」という。) に記載されている場合

- ③ 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用  
の促進に関する法律 (令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業促進法」という。)  
第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定ま  
でに認定を受ける見込みがある場合 …… 2 ポイント
- ④ 事業実施地域の全部又は一部において、将来像が明確化された地域計画 (地域計  
画のうち、次のア及びイの要件を満たすものをいう。以下同じ。) が策定されてい  
る場合。なお、1 つの地域計画が複数の目標地図 (基盤強化法第 19 条第 3 項に基  
づく地図をいう。以下同じ。) を含む場合であっても、要件に適合するか否かの判断  
は当該地域計画を単位として判断するものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事  
故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村 (田  
村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪  
江町、葛尾村及び飯舘村をいう。) 及び令和 6 年能登半島地震の被災市町 (七尾市、  
輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。) にあっては、実施する事業  
が、実質化された人・農地プラン (人・農地プランの具体的な進め方について (令  
和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知) 2 の (1) の実質  
化された人・農地プランをいう。以下同じ。) の対象地域内で行われる場合につい  
てもポイントを加算することができるものとする。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」 (以下「目標集積率」という。)  
について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」 (以下「現状集積率」という。) を下回  
らないこと。

(イ) 目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型 (「農林統計に用いる地域区分の制  
定について」 (平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官  
房統計情報部長通知) の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同  
じ。) が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目  
標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

- ・ 現状集積率が 5 割未満の場合にあっては、6 割以上であること
- ・ 現状集積率が 5 割以上 6 割未満の場合にあっては、現状集積率から 10 ポイ  
ント以上増加するものであること
- ・ 現状集積率が 6 割以上の場合にあっては、6 割以上であること

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一  
覧に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を  
控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1 割  
未満であること

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2  
割未満であること …… 2 ポイント

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント

	<p>⑥ スマート農業技術の導入割合の増加</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑦ 需要に応じた品種導入（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑧ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B-1 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>④ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント</p>		
<p>B-2 加算</p>	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</p> <p>（ア）みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合</p> <p>イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合</p> <p>③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式</p>		

	<p>革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 ・・・2ポイント</p> <p>④ 事業実施地域の全部又は一部において、将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。</p> <p>ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあつては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。 ・・・2ポイント</p>
--	--

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 単収の増加	<p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	② 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>
A-2	③ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>

	<p>④ 需要に応じた品種導入（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑤ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B-1 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ② 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合・・・2ポイント ③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ④ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2ポイント</p>		
<p>B-2 加算</p>	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 （ア）みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合</p> <p>③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント</p> <p>④ 事業実施地域の全部又は一部において、将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。 ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田</p>		

	<p>村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。)及び令和6年能登半島地震の被災市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。)にあつては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">・・・2ポイント</p>
--	--

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	<p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積が現状より3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	② 単収の増加	<p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	③ 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>
A-2	④ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	⑤ 需要に応じた品種導入	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割</p>

	(実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B-1 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ② 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・2ポイント ③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ④ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント		
B-2 加算	以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 (ア) みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条の規定に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、将来像が明確化された地域計画が策定されている場合。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。 ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。)及び令和6年能登半島地震の被災市町(七尾市、		

	輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。) にあつては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。 <span style="float: right;">・・・2ポイント</span>
--	--

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・3ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状(直近5中3)の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・3ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・3ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状(直近5中3)の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・3ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状(直近5中3)より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・3ポイント

<p>⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加</p>	<p>他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上増加。  5ポイント以上・・・15ポイント  4ポイント以上・・・12ポイント  3ポイント以上・・・9ポイント  2ポイント以上・・・6ポイント  1ポイント以上・・・3ポイント</p>
<p>⑦ 大豆極多収品種の種子の単収の増加</p>	<p>大豆の地域平均と比較した単収が現状より5ポイント以上増加。  25ポイント以上・・・10ポイント  20ポイント以上・・・8ポイント  15ポイント以上・・・6ポイント  10ポイント以上・・・4ポイント  5ポイント以上・・・2ポイント</p>

(別表2)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために必要な機械器具等の購入経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上。)やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械・施設、ほ場等の借上経費</li> </ul>	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷及び製本に係る経費</li> </ul>	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費</li> </ul>	

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な以下の経費</li> <li>・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>・USBメモリ等の低廉な記録媒体</li> <li>・検証等に用いる低廉な器具等</li> </ul>	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		・本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあつては認めないものとする。

(別表3)

助成対象とする取組	取組内容	要件	助成単価
1 排水対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破碎又は深耕により、透排水性の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあつては、生産性向上に向けた技術であり、都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	2,000円/10a ※最大2つまで 取り組むことが 可能
2 高度排水対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。		3,000円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の導入により、播種作業の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあつては、生産性向上に向けた技術であり、都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	5,000円/10a
4 先進技術の導入	高速畝立て播種技術又はカットブレイカーによる幅広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。		10,000円/10a
5 土壌診断に基づく土づくり	土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。	・pH、窒素、リン、カリの分析を必須とする。	3,000円/10a
6 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。	・実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合にあつては、小麦の品質分析を行い、結果を翌年度の栽培に反映させることを必須とすること。	3,000円/10a (実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合は、6,000円/10a)
7-1 需要に応じた品種導入	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種(大豆極多収品種を除く。)の導入・転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約を締結すること。	7,500円/10a
7-2 大豆極多収品種の導入	大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約等を締結すること。	一般栽培に取り組む場合は、10,000円/10a 種子生産に取り組む場合は、20,000円/10a

8 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		1,000円/10a
9 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		1,000円/10a
10 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用により、生産の高度化・省力化に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外のスマート農業技術を導入する場合には、スマート農業促進法第2条第1項で定めるスマート農業技術に該当する技術であり、かつ、都道府県において普及すべきスマート農業技術として位置付けた技術であること。	5,000円/10a
11 麦・大豆の新規作付け	麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。		7,500円/10a
12 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。		1,500円/10a
13 農地の均平化	レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。		5,000円/10a
14 地域特認技術	地域の環境や農業の実態等を踏まえて、麦・大豆の生産性向上に取り組む。	・都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。 ・別記2に基づき地方農政局長等に承認されていること。	都道府県にて設定 (最大で10,000円/10a、この範囲内で複数の技術を設定可)

(別表4)

費目	細目	内容	注意点
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械・施設、ほ場等の借上経費</li> </ul>	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷及び製本に係る経費</li> </ul>	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費</li> </ul>	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な以下の経費</li> <li>(1)短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>(2)USBメモリ等の低廉な記録媒体</li> <li>(3)検証等に用いる低廉な器具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
旅費	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費</li> </ul>	
	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議の出席及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</li> </ul>	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</li> </ul>	

謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあつては認めないものとする。

## 別記 1

### 大豆極多収品種について

1 次の品種を大豆極多収品種に定める。

- ・そらみずき（令和 5 年 8 月 10 日品種出願公表）
- ・そらみのり（令和 5 年 8 月 10 日品種出願公表）
- ・そらひびき（令和 6 年 4 月 22 日品種出願公表）
- ・そらたかく（令和 6 年 5 月 20 日品種出願公表）

2 1 で定める品種以外に、次のいずれにも該当する品種については、3 の手続により地方農政局長等の承認を得ることにより、当該都道府県において本要領の大豆極多収品種とすることができる。

(1) 種苗法（平成10年法律第83号）第 3 条第 1 項の品種登録を受けている又は同法第13条第 1 項の規定による品種出願公表がされていること。

(2) 現地実証試験等においてコンバイン収穫で既存品種の収穫量より概ね40%以上多収である結果が 1 か所以上あること。

なお、既存品種は、次のいずれかの品種又は実証試験地を管轄する都道府県において最も作付けの多い品種とする。

既存品種：フクユタカ、ユキホマレ、ユキシズカ、とよみずき、里のほほえみ、リュウホウ、ミヤギシロメ、おおすず、タンレイ

3 手続

(1) 都道府県知事は、当該都道府県において大豆極多収品種を追加しようとする場合は、別紙様式 1 により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとする。

(2) (1) の承認申請に当たっては、2 で定める条件を満たしていることの根拠となるデータ等を添付するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、別途定める日までに承認の可否を別紙様式 2 により通知するものとする。

## 別記 2

### 地域特認技術の取組の追加について

#### 1 手続

- (1) 都道府県知事は、地域特認技術の取組を追加しようとする場合は、別紙様式 3 により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとする。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとする地域特認技術の根拠となる文献やデータ等を添付するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、別途定める日までに承認の可否を別紙様式 4 により通知するものとする。

#### 2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認技術は、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（人件費を除く掛かり増し経費）が発生するものとする。
- (2) 地域特認技術の基本的な考え方は次のとおりとする。  
麦・大豆生産に係る課題解決に寄与する技術であること。
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けること。

別紙様式1

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長  
北海道農政事務所長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

大豆極多収品種の協議について

麦・大豆生産技術向上事業において、下記の品種を大豆極多収品種としたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 品種名（品種登録番号又は品種出願番号）
2. 栽培実証試験に係る情報（試験地、単収、既存品種との比較結果）  
※根拠となる文献、データ等を添付すること。
3. 今後の普及見通し（今後の普及計画、実需からの要望など）

別紙様式2

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇農政局長

大豆極多収品種の協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する大豆品種名

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。

〇〇農政局長  
北海道農政事務所長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

地域特認技術の協議について

麦・大豆生産技術向上事業において、下記の技術を地域特認技術としたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 技術の名称
2. 技術の具体的内容  
※麦・大豆生産に係る課題解決に向けた技術の根拠となる文献、データ等を添付すること。
3. 取組基準
4. 本取組を取り入れる背景及び普及の状況
5. 本取組の今後の活用の見通し

都道府県知事 殿

〇〇農政局長

地域特認技術の協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する技術の名称
2. 承認する技術の具体的内容
3. 承認する取組基準

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。

別記様式第1号（第8の1関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度麦・大豆生産技術向上事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、麦・大豆生産技術向上事業を実施したいので、麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第8の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- 1 生産性向上の推進
- 2 新たな営農技術等の導入
- 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等
- 4 都道府県、市町村による生産性向上の取組

注1 該当する取組メニューについて、チェックを入れること。

注2 関係書類として、別記様式第1号別添1の事業実施計画書（市町村が事業実施主体になる場合にあっては、別記様式第2号別添の様式を準用すること。）及び別記様式第1号別添2-1、2-2又は2-3の環境負荷低減チェックシートを添付すること。

注3 経営を異にする複数の受益農業従事者が所属する事業実施主体等は、所属する全ての受益農業従事者から別記様式第1号別添2-1の環境負荷低減チェックシートの提出を受けるものとし、提出した受益農業従事者名を記載したリストを作成の上、関係書類として、当該リストを注2に規定する書類と併せて添付するとともに、当該チェックシートを保管すること。

注4 注2及び注3に規定する環境負荷低減チェックシートは、添付又は提出する事業実施主体等又は受益農業従事者が事業実施年度と同年度の経営所得安定対策等交付金交付申請書（水田活用直接支払交付金のみ申請しているものを除く。）を地域農業再生協議会に提出している場合には、当該交付申請書の写しをもって代えることができる。

# 麦・大豆生産技術向上事業 事業実施計画書

事業実施年度：令和                      年度

---

事業実施主体名：

---

都道府県名・市町村名：

---

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	総 事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
1 生産性向上の推進					定額	
2 新たな営農技術等の導入					定額	
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1 / 2 以内	
合 計	0	0	0		—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:総事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	
--------	--

注:本事業で取組を実施する全ての作物名を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日                      令和〇年3月31日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名 (ふりがな)	
所属 (部署名等)	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名 (ふりがな)	
所属 (部署名等)	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等

(作付面積、単収、団地化率等)

品目		現状（○年度）							目標年度（○年度）							備考
		作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	
一般	小麦	0						0								
	大麦・はだか麦	0						0								
	大豆	0						0								
種子	小麦	0						0								
	大麦・はだか麦	0						0								
	大豆	0						0								

注1：団地化の基準面積については、都道府県事業計画総括表第1に記載された面積とし、備考欄に記載するものとする。

(主な作付体系)

作付面積 (ha)	現状 (令和○年)	令和○年	令和○年	令和○年	令和○年
例) ○○ha	5月 10月 11月 水稻	6月 7月 12月 小麦 大豆	5月 10月 11月 水稻	6月 7月 12月 小麦 大豆	5月 10月 11月 水稻 小麦

4 受益農業従事者数

	名
--	---

第3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記載

成果目標 (品目: 小麦)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度 (単位)		目標〇年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備考
A-1		#N/A									
A-2		#N/A									
加算 B-1		#N/A	/								
		#N/A									
加算 B-2		#N/A									
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt;※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (情報交換会の開催要領案や新品種又は新技術の導入実証内容がわかる資料など)</p>											

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記載

成果目標 (品目: 大麦・はだか麦)

区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状○年度		目標○年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)		(単位)		(単位)				
A-1	#N/A									
A-2	#N/A									
加算 B-1	#N/A	/								
	#N/A									
加算 B-2	#N/A									

<現状値及び目標値の算出方法> ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。

<加算ポイントの具体的内容等> ※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (情報交換会の開催要領案や新品種又は新技術の導入実証内容がわかる資料など)

(1-3) 大豆の成果目標  ※どちらか記載

成果目標 (品目: 大豆)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状○年度		目標○年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
A-1		#N/A									
A-2		#N/A									
加算 B-1		#N/A	/								
		#N/A									
加算 B-2		#N/A									
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt; ※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (情報交換会の開催要領案や新品種又は新技術の導入実証内容がわかる資料など)</p>											

(1-4) 種子の成果目標

成果目標 (品目: 種子)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
		#N/A									
		#N/A									
		#N/A									
平均									#DIV/0!		
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											

注1:「現状」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2:「増減又は割合」の欄には、設定した成果目標に基づく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減又は割合の数値を記入すること。

注3:「ポイント」の欄には、増減又は割合に対応する各成果目標のポイントを記入すること。

注4:別表1で定める加算ポイントのうち区分B-2の加算ポイントを選択した場合で、該当する計画(環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、若しくは特定区域を設定した基本計画、地域計画又は生産方式革新実施計画)を策定済みのときは、当該計画を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

小麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> <tr><td>( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	0	( 0 )( 0 )	( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント													
0													
区分Bのポイント													
0													
( 0 )( 0 )													
( 0 )													
ポイント合計													
0													
大麦・はだか麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> <tr><td>( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	0	( 0 )( 0 )	( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント													
0													
区分Bのポイント													
0													
( 0 )( 0 )													
( 0 )													
ポイント合計													
0													
大豆	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> <tr><td>( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	0	( 0 )( 0 )	( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント													
0													
区分Bのポイント													
0													
( 0 )( 0 )													
( 0 )													
ポイント合計													
0													
種子	<table border="1"> <tr><td>ポイント</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント	#DIV/0!	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント合計	#DIV/0!						
ポイント													
#DIV/0!													
ポイント合計													
#DIV/0!													
					<table border="1"> <tr><td>本事業計画のポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	本事業計画のポイント							
本事業計画のポイント													

注1:「区分Aのポイント」の欄には、区分A-2の成果目標を選択した場合に限り、区分A-1のポイントと区分A-2のポイントを足し合わせたものを記入すること。  
 注2: 区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①~⑦(畑地における加算については①~⑥)の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。  
 注3: 複数品目を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出した「ポイント合計」を平均したポイントを「本事業計画のポイント」の欄に記入すること。

(3) 成果目標と取組内容の関係性

成果目標（小麦）

成果目標（大麦・はだか麦）

成果目標（大豆）

成果目標（種子）

注:それぞれの成果目標について、本事業の取組内容がそれぞれの成果目標の達成にどのように結び付くのか、具体的に記入すること。

#### 第4 事業内容

##### (1)生産性向上の推進

取組内容	取組内容の詳細	事業量 (単価、人数、実施回数等)	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)	備考
計			0	0	

注1:「取組内容の詳細」欄には、「〇〇検討会の開催」等具体的な内容を記入すること。

注2:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(2)新たな営農技術等の導入

取組内容	作物 (麦、大豆)	導入面積(a)	補助対象面積 (a)	助成単価 (円/10a)	国庫補助金 (円)	具体的な内容	都道府県 特例
		事業実施年 (年産)					
計				0	0		

注1:「取組内容」の欄には、本要領別表3の「助成対象とする取組」の欄の内容を記入すること。  
 注2:「補助対象面積」の欄には、当該技術等の事業実施年の導入面積から前年に同じほ場で当該技術を導入した面積を差し引いた面積(10a未満は切り捨て)を記入すること。  
 注3:「助成単価」の欄には、本要領別表3の「助成単価」の欄に掲げる単価又は本要領第5の2の(1)の規定に基づく調整後の助成単価を記入すること。  
 注4:「国庫補助金」の欄には、補助対象面積(国庫補助金の算出に当たっては補助対象面積の単位を10aとして換算する。)に、本表の「助成単価」を乗じた額を記入すること。  
 注5:「具体的な内容」の欄には、補助対象とする技術内容について具体的に記入すること。  
 なお、別表3の助成対象とする取組の欄の7-2の取組を実施する場合に、播種前契約が難しい場合は販売予定先(集出荷団体を含む。)を記入すること。  
 注6:「都道府県特例」の欄には、「都道府県事業計画総括表」において都道府県が普及すべき技術として位置付けた技術を対象とする場合には、「○」と記入すること。

(3)生産拡大に向けた機械・施設の導入等

事業実施主体 (事業実施者)	対象機械等	種別	台数	機械等管理者	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
計					-	-

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械等ごとに記入すること。

注2:「種別」の欄には、「導入」、「リース導入」又は「改良」のいずれかを記入すること。

注3:事業実施主体(事業実施者)ごとに、明細書を添付すること。

注4:事業実施者が機械等の導入等を行う場合は、事業実施者ごとに事業実施者明細を添付すること。

第5 オープンAPIへの対応

トラクター若しくはコンバインの導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
  整備している（又は整備する見込みである）
  整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、  
 CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、  
 Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

注：データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。

「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。  
 導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第6 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	総事業費	負担区分			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 生産性向上の推進	0	0			
2 新たな営農技術等の導入	0	0			
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等	0	0			
合 計	0	0	0	0	

注1:「事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、2の取組メニューにあつては国庫補助金の額を事業費とする。

注2:総事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己負担		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 生産性向上の推進		—	—	—	
2 新たな営農技術等の導入		—	—	—	
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

注1:「区分」の欄には実施する事業メニューのみを記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第7 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- 1 麦・大豆国産化プラン
- 2 受益地の範囲がわかる地図
- 3 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、受益農業従事者の要件を確認できる資料（農業者の組織する団体に限る）
- 4 本事業で導入等を予定する機械等の見積書
- 5 成果目標で区分Bを選択した場合には、ポイント加算の根拠となる資料を添付すること。
- 6 その他都道府県知事が必要と認める資料

事業実施主体(事業実施者)	
---------------	--

## 機械等の購入又は改良内容の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格又は改良に 要する費用(税抜)	(円)
購入価格又は改良に 要する費用(税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格又は改良に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の一般的な実勢価格(消費税抜価格)を記入すること。

なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1/2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

機械等のリース料等の詳細

機械番号(リース)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)	
リース期間	
機械の選定理由及び規模決定の根拠	
機械等納入業者の選定方式	
一般競争入札以外の選定方式の場合、その理由	
リース事業者の選定方式	
一般競争入札以外の選定方式の場合、その理由	
機械管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得 予定価格(税抜) ①	(円)
リース期間終了後の 残存価格(税抜) ②	(円)
リース料助成申請 額 ③	(円)
リース諸費用(税 抜) ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担 リース料(税込) ①-②-③+④+⑤	(円)
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)	

- 注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。  
また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。
- 注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者による一般的な実勢価格(税抜価格)を記入すること。
- 注3:リース期間は、リース期間(年月)もしくは年数のどちらかを記入すること。
- 注4:リース助成申請額には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格-残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。  
また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。
- 注5:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。
- 注6:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

産地における取組の中心的な農業者等(事業実施者)の位置付け

## ア 事業実施者の概要

事業実施者名	
(法人の場合は代表者名)	
住所	
農業従事者数	

## イ 経営農地面積、作付状況【 年度】

区分	農地面積 (ha)	作付面積(ha)					
		うち水田	うち畑地	小麦	大麦・はだか麦	大豆	その他
計	0	0	0	0	0	0	0
内訳	自作地						
	借地						
作業受託							

## ウ 産地において取組の中心的な農業者等といえる理由

--

注1:事業実施者が産地において中心的であり、本事業の対象とするにふさわしい理由について、具体的に記載すること。

注2:事業実施者が複数となる場合は、それぞれ事業実施者明細を作成すること。

## 環境負荷低減チェックシート(農業経営体、サービス事業体向け)

提出者名(※): \_\_\_\_\_

(※受益農業従事者が事業実施主体に提出する場合は記名してください。)

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。  
 ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。  
 ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。サービス事業体で、記載内容に該当しない場合は「-」と記載してください。

申請時(します)	(1)適正な施肥
①	肥料の適正な保管
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討(簡易土壌診断、前作の収量等)
④	有機物の適正な施要による土づくりを検討(堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)

申請時(します)	(2)適正な防除
⑤	農薬の適正な使用・保管
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討(健全種子の使用、病害虫の発生源除去等)

申請時(します)	(3)生物多様性への悪影響の防止
⑧	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断に努める(発生予察情報の活用による防除等)
⑨	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除の検討

申請時(します)	(4)エネルギーの節減
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

申請時(します)	(5)悪臭及び害虫の発生防止
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

申請時(します)	(6)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理

申請時(します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑭	みどりの食料システム戦略の理解
⑮	関係法令の遵守
⑯	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める(定期メンテナンス、点検記録作成等)
⑰	正しい知識に基づく作業安全に努める

※「⑮関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

## 環境負荷低減チェックシート(農業協同組合向け)

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。  
 ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。  
 ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。記載内容に該当しない場合は「-」と記載してください。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥及び防除		申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
①		※肥料の販売を行う場合 肥料の適正な保管	⑧		プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理
②		※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	⑨		資源の再利用を検討
	申請時 (します)	(2)適正な防除		申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
③		※農薬の販売を行う場合 農薬の適正な保管	⑩		※生物多様性への悪影響への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減		申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
④		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	⑪		みどりの食料システム戦略の理解
⑤		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	⑫		関係法令の遵守
⑥		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	⑬		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	⑭		※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める
⑦		※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	⑮		正しい知識に基づく作業安全に努める

※「⑫関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

環境負荷低減チェックシート(地域農業再生協議会、自治体等向け)

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。  
 ・本シートは、国の補助事業を活用される皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。  
 ・事業実施期間中に「実施する」旨を○で記入してください。記載内容に該当しない場合は「－」と記載してください。

	申請時 (します)	(2)エネルギーの節減		申請時 (します)	(4)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
①		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	④		プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理
②		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	⑤		資源の再利用を検討
③		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討			
				申請時 (します)	(6)環境関係法令の遵守等
			⑦		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
			⑧		正しい知識に基づく作業安全に努める

※「⑥関係法令の遵守」については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等を遵守することを示します。

別記様式第2号（第8の1関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

令和〇年度麦・大豆生産技術向上事業の都道府県事業計画総括表の（変更の）妥当性等の協議について

麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第8の1の（2）に基づき、関係書類を添えて協議する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔・別記様式第2号別添（都道府県事業計画総括表）  
・事業実施計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表〕

麦・大豆生産技術向上事業  
都道府県事業計画総括表（都道府県計画）

事業実施年度：令和 年度

都道府県名：



2 事業実施主体別事業概要等

(1) 事業メニューの1、2及び3の取組

整理番号	ポイント	事業実施主体	総事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

注1：「整理番号」の欄には、事業実施計画のポイントの高い（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。  
 注2：「ポイント」の欄には、本要領別表1に基づき算出したポイントを記入すること。  
 注3：総事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。  
 注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。  
 また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

(2) 事業メニューの4の取組

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	総 事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
合計							

注1：総事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

注2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合に「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
1 生産性向上の推進						
2 新たな営農技術等の導入						
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等						
4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組						
合 計						

第4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 生産性向上の推進		—	—	—	
2 新たな営農技術等の導入		—	—	—	
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組		—	—	—	
合 計		—	—	—	

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 各事業実施主体の麦・大豆国産化プランの写し
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

別記様式第3号（第8の5関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和○年度麦・大豆生産技術向上事業交付決定前着手届

麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第8の5の（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、実施した事業に損失を生じた場合、あらゆる損失は、事業実施主体が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

注1 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

注2 事業実施者が届け出る場合は、事業実施主体を事業実施者にすること。

別記様式第4号（第10の1関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度麦・大豆生産技術向上事業の事業実施状況報告書（ 年度）

令和〇年度において、麦・大豆生産技術向上事業を実施したので、麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第10の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第4号別添の事業実施状況報告書を添付すること。

# 麦・大豆生産技術向上事業 実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施状況報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 事業実績

区 分	総事業費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
1 生産性向上の推進					定額	
2 新たな営農技術等の導入					定額	
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1 / 2 以内	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:総事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	
--------	--

注:本事業で取組を実施した全ての作物名を記入すること。

事業完了年月日                      令和      年      月      日

第2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A-1							
A-2							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A-1							
A-2							
成果目標（品目：大豆）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A-1							
A-2							
成果目標（品目：種子）							
品目	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			

注：成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。

別記様式第5号（第10の3関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度麦・大豆生産技術向上事業の事業実施状況報告書（ 年度）

令和〇年度において、麦・大豆生産技術向上事業を実施したので、麦・大豆生産技術事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第10の3に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第5号別添の事業実施状況報告書を添付すること。

# 麦・大豆生産技術向上事業 実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度

---

事業実施状況報告年度： 令和 年度

---

目標年度： 令和 年度

---

都道府県名：

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

対象作物

利用規模	市町村 (地区)	達成率 (%)								事業実施主体に 対する措置
		一般						種子		
		区分	番号	成果目標 (小麦)	番号	成果目標 (大麦・ はだか麦)	番号	成果目標 (大豆)	番号	
		A-1								
		A-2								
		A-1								
		A-2								

(畑地)

事業実施主体	市町村 (地区)	達成率 (%)								事業実施主体に 対する措置
		一般						種子		
		区分	番号	成果目標 (小麦)	番号	成果目標 (大麦・ はだか麦)	番号	成果目標 (大豆)	番号	
		A-1								
		A-2								
		A-1								
		A-2								

注1：「事業実施主体に対する措置」の欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注2：必要に応じて、列を追加して記入すること。

注3：「番号」の欄には、選択した成果目標の番号を記入すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) 成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。
- (3) その他都道府県が必要と認める資料

別記様式第6号（第11の1関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和○年度麦・大豆生産技術向上事業の評価報告

麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第11の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注1 関係書類として、別記様式第6号別添の事業評価シートを添付すること。

注2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

麦・大豆生産技術向上事業に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業メニュー	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 ③-① / ②-①
	A-1				
	A-2				
改善計画実施結果					
( 年度)	A-1				
	A-2				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			

(2) 成果目標(大麦・はだか麦) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A-1				
	A-2				
改善計画実施結果					
( 年度)	A-1				
	A-2				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(3) 成果目標(大豆) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A-1				
	A-2				
改善計画実施結果					
( 年度)	A-1				
	A-2				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(4) 成果目標(種子)

成果目標の具体的な内容				
成果目標の達成状況	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
改善計画実施結果				
(            年度)				
事業の実施による効果				
事業計画の妥当性		(理由)		
適正な事業の執行		(理由)		
備      考				

注1：「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

注2：「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。

注3：「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。

注4：「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。

注5：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

注6：都道府県知事が災害により事業実施計画書で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

別記様式第7号（第11の3関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度麦・大豆生産技術向上事業の評価報告

麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）第11の3に基づき、関係書類を添えて報告する。

注1 関係書類として、別記様式第7号別添の事業評価総括表を添付すること。

別記様式第7号別添

麦・大豆生産技術向上事業に関する事業評価総括表

事業実施主体名	地区	対象作物	水田 ／ 畑地	成果目標		成果目標の達成状況				事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県の所見	
				区分	具体的な内容	現状値 令和○年度	目標値 令和○年度	実績値	達成率 (%)				
		小麦		A-1									
				A-2									
		大麦・ はだか麦		A-1									
				A-2									
		大豆		A-1									
				A-2									
		種子		-									
				小麦		A-1							
A-2													
大麦・ はだか麦				A-1									
				A-2									
大豆				A-1									
				A-2									
種子				-									

注1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加又は削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注2：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。

注3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

(1) 各事業実施主体の事業評価シート(別記様式第6号別添)の写し

(2) その他都道府県が必要と認める資料

番 年 月 号 日

都道府県知事 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和〇年度麦・大豆生産技術向上事業における改善計画（ 年度）について

令和〇年度において、麦・大豆生産技術向上事業に係る計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績

対象 作物	水田 ／ 畑地	区分	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況（実績）			
				現 状 （ 年度）	目 標 （ 年度）	実 績 （ 年度）	達成率 %

4 改善計画

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）